

2024 年度後期授業料免除申請のしおり
(学部学生向け・高等教育の修学支援新制度)

○目次

- ・申請に関する注意事項-----1
- ・後期授業料免除申請について【日本人学部生・新規申請】 -----2
→在学生在で初めて申請する人は、このページの手続が必要です。
- ・後期授業料免除申請について【日本人学部生・継続希望者】 -----4
→在学生在で既に奨学生として採用されている人は、このページの手続が必要です。
- ・授業料免除申請のながれ-----5

申請に関する留意事項

高等教育の修学支援新制度に申請を希望する方は、必ず以下のことを確認したうえで申請を行ってください。

入学料及び授業料免除の申請書類を提出した方は、下記の項目を確認し、了承したうえで申請しているものとして取り扱います。

- ① 修学支援新制度による入学料及び授業料免除については、日本学生支援機構による審査のうえ、決定した区分に応じた金額が減免されます。審査においては、日本学生支援機構の定める学業基準と家計基準を満たす必要があります。
- ② 入学料と授業料は原則支払いただくものですので、減免制度に申請を行った場合でも、免除が不許可となった場合のことを想定し、学費を工面できるように事前に準備をしてください。入学料は結果通知開始からの支払期限が2週間程度となります。期限までに支払が無い場合、除籍となりますので御留意ください。
- ③ 高等教育の修学支援新制度では、授業料減免と給付型奨学金はセットになっています。それぞれに申請が必要であり、どちらか一方でも欠けた場合は不備になり、審査されませんので、手続を忘れないようにしてください。
- ④ 申請受付後、日本学生支援機構で審査を行うため、選考結果通知や奨学金振込は11月～12月頃となります。
- ⑤ 高等教育修学支援新制度で本学入学前に既に他の学校で入学料の減免を受けている方は、本学編入時の入学料減免の対象とはなりません。
- ⑥ 選考結果の配付が開始されたらメール等で通知しますので、速やかに受け取ってください。
- ⑦ 書類受付時や選考結果配付時の窓口対応者への暴言、正当な理由が無く申請の手順を無視した要求を行い、要求が受け入れられるまで居座り続ける等の迷惑行為をされた場合、今後の免除申請を受け付けません。
- ⑧ 申請に関する問い合わせは、学生本人が窓口、メール等で問い合わせてください。

【在学生】修学支援新制度に新規申請し、授業料減免を受けようとする方の手続

免除対象者に該当する者で、授業料免除を申請した者については、選考のうえ、当該期の授業料の全額又は一部を免除することがあります。

この制度を申請する場合は、給付奨学金の申請も行わなければならない等の条件がありますので、下記の手順を確認して申請してください。

手続きの簡単な流れ

- ① 専用フォームから期限内に Web エントリー
- ② 申請書類を期限までに会場で提出または学生課に郵送
- ③ 9月25日開催の日本学生支援機構奨学生出願説明会に出席して奨学金の申請手続き

※会場や時間は教務情報システム等の案内を参照

【授業料免除対象者】

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生、かつ、学業優秀と認められる場合、かつ、日本国籍を有する者等。 詳細 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>
- ※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は、対象者ではありませんので、申請できません。

【免除申請に必要な書類】

1. 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）
2. 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
3. 入学料免除、授業料免除及び日本学生支援機構奨学金に関する同意書

【授業料免除申請の期限等】

- ① 申請を希望する場合は、下記 URL より学生本人が9月10日（火）までに必ずエントリーしてください。
<https://forms.gle/e6UAQqEQ32pVQuew8>
また、本制度の授業料減免を受けようとする場合、給付奨学金の申請も必要になりますので、9月25日（水）の給付奨学金出願説明会に必ず出席し、期限内に出願を行ってください。
- ② 下表の指定された日に申請書類を提出してください。帰省等により指定日の提出が難しい場合、郵送（9月20日までに学生課に到着したものが有効。特定記録や簡易書留等の追跡可能な郵便での提出に限る。）での提出も可能です。書類に不備があった場合は受付できませんので、提出前によく確認してください。送付先は下記の問い合わせ先にお送りください。
学生課以外に申請書類を送付することや、普通郵便での送付による郵便事故、紛失により提出期限を超過した場合の特別対応はいたしかねますのでご了承ください。
- ③ 公平性を保つため、期限後のエントリー・書類提出については、いかなる理由があっても受け付けません。

月	日	対象者	受付場所・時間
9	18（水） 19（木） 20（金）	【在学生】日本人学部生 （修学支援の新制度に新規に申請する者）	ひばりラウンジ 10:00～11:30 13:30～15:00

【結果発表】

選考結果は、日本学生支援機構から連絡あり次第、通知する予定です。

〔その他〕

- ・2025年度前期の申請については、掲示等にてお知らせする予定です。
- ・家計急変時の申込は、随時相談を受け付けています。急変事由発生後速やかに申し出てください。
- ・申請された内容によっては、追加書類等の提出などをお願いする場合があります。

※問合せ先

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

学生課生活支援係

電話：0532-44-6559（平日 8:30～12:00, 13:00～17:15）

【在學生】修学支援新制度に採用にされていて、授業料減免の継続を希望する方の手続

免除対象者に該当する者で、授業料免除を申請した者については、選考のうえ、当該期の授業料の全額又は一部を免除することがあります。

たとえ、前期授業料で全額免除となっていたとしても、継続の申請を行わなければ後期授業料は減免されませんので、手続に遺漏の無いようお願いいたします。

【授業料免除対象者】

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生で学業優秀と認められる場合、かつ、日本国籍を有する者等。詳細 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>

※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は、対象者ではありませんので、申請できません。

【免除申請に必要な書類】

1. 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2）

【授業料免除申請の期限等】

- ① 申請を希望する場合は、下記 URL から学生本人が9月10日（火）までにエントリーしてください。
<https://forms.gle/GPfQozD7G1VyhQ26A>
- ② 下表の指定された日に提出してください。
帰省等により指定日の提出が難しい場合、郵送（9月20日までに学生課に到着したものが有効。特定記録や簡易書留等の追跡可能な郵便での提出に限る。）での提出も可能です。書類に不備があった場合は受付できませんので、提出前によく確認してください。送付先は下記の問い合わせ先にお送りください。
学生課以外に申請書類を送付することや、普通郵便での送付による郵便事故、紛失、提出期限を超過した場合の特別対応はいたしかねますのでご了承ください。
- ③ 公平性を保つため、期限後のエントリー・書類提出については、いかなる理由があっても受け付けません。

月	日	対象者	受付場所・時間
9	18（水） 19（木） 20（金）	日本人学部生（修学支援の新制度に採用にされていて、継続を希望する者）	ひばりラウンジ 10:00～11:30 13:30～15:00

【結果発表】

選考結果は、日本学生支援機構から連絡あり次第、通知する予定です。

【その他】

- ・2025年度前期の申請については、掲示にてお知らせする予定です。
- ・家計急変時の申込は、随時相談を受け付けています。急変事由発生後速やかに申し出てください。
- ・申請された内容によっては、追加書類等の提出などをお願いする場合があります。

※問合せ先

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

学生課生活支援係

電話：0532-44-6559（平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

e-mail：seikatsu@office.tut.ac.jp

授業料免除申請のながれ（2024年度後期）

